尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会　設置要綱

（名称）

第１条　本会は、尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会と称する。

（目的）

第２条　本会は、栃木、群馬、福島、新潟の４県を移動するニホンジカの日光利根地域個体群等の分布地域において、関係機関・団体が広域的に連携し、適切な個体群の管理及びその他の必要な対策を実施することにより、尾瀬国立公園及び日光国立公園の貴重な湿原、森林、高山生態系等に及ぼす影響を低減又は排除することを目的とする。

（構成員）

第３条　本会は、別表に掲げる関係行政機関・団体により構成される。

（活動）

第４条　本会は、第２条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

① 尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策方針（以下「シカ対策方針」という）の策定及び見直しに関すること。

② シカ対策方針に基づく実施計画の策定及び見直しに関すること。

③ 各種調査結果の情報交換及び効果の把握に関すること。

④ 実施計画に基づく対策の実施に係る調整に関すること。

⑤ その他目的を達成するために必要な事項。

（議長）

第５条　協議会に議長を置き、会の運営に当たる。議長は、関東環境局統括自然保護企画官とする。

（有識者）

第６条　議長は、有識者その他必要な者を協議会に出席させ、意見を聞くことができる。

（会議）

第７条　会議は、必要に応じて議長が招集する。

（事務局）

第８条　協議会の事務局は、関東環境局に置く。

（ワーキンググループ）

第９条　本会の活動に関して専門的な助言や検討のため、ワーキンググループを置くことが出来る。

２．ワーキンググループは、事務局が必要と認めたとき招集する。

付則　この要綱は令和元年８月１３日から有効とする。
付則　この要綱は令和２年１月２２日に改正される。
付則　この要綱は令和５年７月２５日に改正される。
付則　この要綱は令和６年１月２４日に改正される。
付則　この要綱は令和８年７月１日に改正される。

別表1

尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会　構成員

	所属	役職
1	関東環境局	統括自然保護企画官
2	林野庁　関東森林管理局　計画保全部　保全課	課長
3	福島県　生活環境部　自然保護課	課長
4	福島県教育庁　文化財課	課長
5	群馬県　環境森林部　自然環境課	課長
6	群馬県　地域創生部　文化財保護課	課長
7	新潟県　環境局　環境対策課	課長
8	新潟県　観光文化スポーツ部　文化課	課長
9	栃木県　環境森林部　自然環境課	課長
10	栃木県　県西環境森林事務所　環境企画課	課長
11	南会津町　舘岩総合支所　振興課	課長
12	檜枝岐村　産業建設課	課長
13	片品村　農林建設課	課長
14	魚沼市　市民福祉部　生活環境課	課長
15	日光市　環境森林課	課長
16	東京電力リニューアブルパワー株式会社　水力部　水利・尾瀬グループ	グループマネージャー
17	尾瀬山小屋組合	組合長
18	公益財団法人　尾瀬保護財団	事務局長

【事務局】
関東環境局